

平成18年2月22日

於：東葛飾県民センター

大会議室

第5回江戸川左岸圏域流域懇談会議事録（速記録）

（全文）

千葉県

目 次

1. 開 会	1
2. 挨 拶	3
3. 座長挨拶	4
4. 議 事	6
4-1 議事（1）「江戸川左岸圏域流憩談会の規約変更」	6
4-2 議事（1）に関する質疑	8
4-3 議事（2）「国管理河川における浸水想定区域図の指定状況」	9
4-4 議事（2）に関する質疑	11
4-5 議事（3）「県管理河川における浸水想定区域図の作成状況」	12
4-6 議事（3）に関する質疑	14
4-7 議事（4）「洪水ハザードマップの作成状況」	15
4-8 議事（4）に関する質疑	20
5. 報告事項	25
5-1 報告事項（1）「河川整備の進捗状況」	25
5-2 報告事項（1）に関する質疑	34
5-3 報告事項（2）「真間川の整備計画に関する市民団体からの意見・見解」	42
5-4 報告事項（2）に関する質疑	44
5-5 報告事項（3）「洪水時の雨量・水位の情報提供」	47
6. その他	50
7. 閉 会	51

1. 開 会

【司会（秋葉）】 皆様こんにちは。定刻になりましたので、開会いたします。

本日は大変お忙しい中、「第5回江戸川左岸圏域流域懇談会」にご出席をいただきましてありがとうございます。

本日の司会進行を担当いたします、千葉県東葛飾地域整備センターの秋葉です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めにご連絡事項ですけれども、委員の小川かほる様が、本日、都合により欠席でございます。それから恵小百合様がおくれて出席というご連絡を受けております。

それでは、初めに配付資料の確認をさせていただきます。

資料のほうがり盛りたくさんですが、まず、先日郵送させていただいた資料の確認です。懇談会議事次第と、資料の1の流域懇談会の規約、改定案。それから資料の2、資料の3、飛びまして資料の5、資料の6です。それから参考資料として、参考資料の1、参考資料の2、参考資料の3、飛びまして参考資料の5です。これらを郵送させていただきました。

また、本日お配りいたしました資料の確認です。座席表と資料の1と資料の3、これはダブりますけど、これは差しかえ分でございます。それから資料の4の「河川整備の進捗状況」と参考資料4です。それからご意見等いただく意見用紙。それから、市川市、松戸市、野田市、流山市の洪水ハザードマップ。それから坂川環境概要図、旧江戸川左岸環境概要図、真間川水系環境概要図。それから参考資料6の『坂川だより』です。配付資料は以上でございます。

ここで、大変申しわけございませんけれども、先ほど言いましたように、郵送分の資料の1と資料の3につきましては内容を一部修正いたしましたので、本日配布いたしました資料1と資料の3に差しかえをお願いいたします。

資料の不足ございましたら手を挙げていただきまして、事務局にご連絡をお願いします。

なお、本日傍聴される皆様には、座席表と傍聴に当たってのお願いと、ご意見・ご感想などをいただく意見用紙、それから懇談会資料一式と市川市、松戸市、野田市、流山市の洪水ハザードマップ、それから『坂川だより』を配布いたしました。この懇談会での傍聴者の方の発言はできませんけれども、この意見用紙により提出することができますのでよろしくお願いいたします。

それでは配付資料を元に、懇談会議事次第に沿って進めさせていただきます。

2. 挨拶

【司会(秋葉)】 会に先立ち、事務局を代表いたしまして千葉県東葛飾地域整備センター所長の北村よりごあいさつを申し上げます。

【北村所長】 どうも皆さん、こんにちは。ただいま紹介ありました、千葉県東葛飾地域整備センター所長の北村でございます。江戸川左岸圏域流域懇談会の事務局を代表いたしまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、高橋座長をはじめまして委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、第5回江戸川左岸圏域流域懇談会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。当懇談会は江戸川左岸圏域の河川整備計画を策定することを主な目的とし、過去に4回懇談会が開催され、平成15年3月には、委員の皆様のご意見やご指導をいただき、江戸川左岸圏域河川整備計画案を取りまとめることができました。この場を借りまして厚く御礼申し上げます。

さて、近年の新潟県や福井県等の水害を踏まえまして、水害に対しハード対策もさることながら、ソフト対策の重要性が改めて認識されておりまして、平成17年には水防法が改正されたところでございます。今回は、そのソフト対策の一環として進めております浸水想定区域図の作成状況、及び浸水想定区域図を元に各市が作成する洪水ハザードマップを主な議事内容といたしまして、委員の皆様方にご意見をいただければと思っております。

また、今後の懇談会につきましては河川事業に関する情報の共有及び意見交換等の場の活用として、今後も継続していきたいと大きく考えております。今後も委員の皆様方のご指導、ご協力のほどをお願い申し上げます。簡単ではございますがごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 座長挨拶

【司会(秋葉)】　　続きまして、高橋座長よりごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【高橋座長】　　皆さんこんにちは。委員の皆様、それから事務局の皆様、本日は大変お忙しいところご参集いただきましてありがとうございます。先ほど所長さんのほうからも話がありましたが、最近は大変災害が目立っております。本日の新聞にも、フィリピンのレイテ島の大規模な地すべりの被害者の救出、これがなかなか進んでおらないというようなことがありました。レイテ島と申しますと、高齢者の方は記憶にあると思いますが、太平洋戦争で米軍の反攻が大変激烈に行われたところでありまして、私のおじさんもここで亡くなったということになっておりますが、遺骨等はまったくわからない状態でありませう。

さて、こういう大きな災害、これは外国だけでなしに、日本でも今もまだ新潟や北陸地方、あるいは東北の日本海側の積雪でありますとか。この積雪も、暖かくなりますと解け出しまして融雪、雪の解けた洪水となります。さらに今度、それからちょっとしますと梅雨による洪水がまいります。それから7月以降になりますと、今度は逆に雨が少なくなって渇水による被害が心配されます。さらに、その時期が過ぎますと台風の季節になります。台風になりますと洪水がありますし、それに伴う地すべり等もあります。さらに、この地方は特に地震の心配もあります。ここは津波、高潮という心配はないのですけれども、とにかく次から次と、自然の中にある危険というものを身にしみて感じなければならない状態に置かれております。それを我々の祖先からずっと最近まで、まず上手にその被害を回避して安全に暮らすということに近づきつつやってきました。今も洪水に対して整備をするということで進んでおりますが、洪水に対する整備ということにも限界があります。そのために、その対応として水害の想定区域をつくるとか、あるいはハザードマップをつくるとかということ、それからその災害時の対応、こういうことも対応の一環として考えられる状態になってきております。

今日はそういうことで、この地域における水害対策のいろんなことを検討するわけですが、時間の許す限り、ひとつ何分よろしくご協力を賜りたいと思います。それではよろしくお願いいたします。

【司会（秋葉）】 どうもありがとうございました。

4. 議 事

4-1 議事(1)「江戸川左岸圏域流域懇談会の規約変更」

【司会(秋葉)】 それでは議事に入りたいと思います。議事の進行は、懇談会規約により高橋座長にお願いいたします。座長、よろしくお願いいたします。

【高橋座長】 規約によりまして、私が議事進行を行うこととなっておりますので、次第に沿って議事を進めることといたします。座ったままでやらせていただきます。

初めに議事の(1)江戸川左岸圏域流域懇談会の規約変更ということで、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局(松宮)】 皆さんこんにちは。東葛飾地域整備センター調整課の松宮と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料の1番をお開きください。江戸川左岸圏域流域懇談会の規約(改定案)ということで、改定箇所につきましてはアンダーラインを引かせていただいております。その説明をさせていただきたいと思います。

まず第4条、これは新たに項目として入れたいと事務局で考えております。その4条は、江戸川左岸の圏域は、皆さんご存じのように、南北約8市にまたがるほど範囲が広大でございます。そこで、地域性が高く、きめ細かい意見交換を行う場として、この流域懇談会の下部組織ということで地域懇談会を設置することを、条文を追加しております。

続きまして、第5条関係、懇談会の招集と第6条の事務局の件を合わせて説明させていただきます。地域住民の意見を聞く場として運営していくには、実際、事業を執行しております地域整備センターが事務局となることが望ましいと考えまして、当初、県庁の土木部都市河川課、今は組織改定で名前が変わっておりますが、そこから東葛地域整備センター事務所のほうに変更ということで記載させていただいております。

続きまして、めくっていただきまして、別表でございます。この別表については、分野や人数、委員の項目について書いてあるのですが、分野、人数を記載することによって、どのような性格の組織かというのを改めて明らかにしました。これによりまして、委員の方が、例えば交代になっても規約の改正を行う必要なくなるのではないかなということで、このような別表にしたいと考えております。

続きまして、補足説明でございます。第4条関連で地域懇談会を設けるといのがございます。差し当たりまして、真間川の関係で一部議論する内容がございます関係で、真間川の地域懇談会を発足させたいと考えております。真間川については、戸建て住宅などの雨水浸透対策の実施や、水質改善の過程で汚濁負荷削減、また、住民が主体となる施策の重要性が高まっております、地域住民の意見交換を密にして合意形成を進めていくことが、大変必要な地域となっております。本日の懇談会においてこの規約の改正と、仮称ですが、真間川の地域懇談会の設置についてご承認をいただければ、設立準備に着手したいと考えております。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いたします。

4-2 議事（１）に関する質疑

【高橋座長】 ただいま事務局から説明がありましたが、このことについて何かご意見等がございましたらお願いいたします。

それでは、格別ないようでございますので、この規約の変更、それから真間川に地域懇談会を設置するという件は、ご承認をいただいたことにいたしたいと思います。

4-3 議事(2)「国管理河川における浸水想定区域図の指定状況」

【高橋座長】 それでは次に、議事の(2)国管理河川における浸水想定区域図の指定状況についてということで、事務局から説明願います。

【清水(江戸川河川事務所)】 江戸川河川事務所の調査課の清水と申します。よろしくお願いたします。国管理河川における浸水想定区域図の指定状況ということで、説明させていただきます。

まず、浸水想定区域図を作成する背景についてですけれども、水災による被害の軽減を図るために、浸水想定区域図を指定・公表を行い、浸水想定区域図における円滑かつ迅速な避難の確保を図るための措置を講じることを目的として、水防法の一部が13年7月3日に改正されました。この法律に基づいて、洪水予報河川に指定されている河川において、河川整備の基本となる降雨により氾濫した場合に浸水が想定される区域として指定して、浸水した場合に想定される水深その他を表示した図面、浸水想定区域図を作成することになりました。

今、国管理河川における浸水想定区域図の指定状況ですけれども、12月31日時点で直轄河川108水系209河川、補助河川で80河川の浸水想定区域図を指定公表してございます。

江戸川河川事務所においては利根川水系江戸川の浸水想定区域図を、昨年、平成17年3月28日に指定・公表してございます。そちらの浸水想定区域図ですけれども、参考資料の2に、A3判でこちらの図面の縮小版が添付されてございます。そちらを見ながら説明させていただきます。

まず、色が塗られている部分が浸水想定する箇所です。左下ぐらいに凡例もございませけれども、黄色い部分が0.5メートル未満のところ、黄緑色の部分が0.5メートルから1メートル未満の区分、水色の部分が1メートルから2メートル未満の区分、青色の部分が2メートルから5メートル未満の区分、最後に紫色の部分が5メートル以上の区分になります。その5段階の色分けをして区分がされてございます。

浸水想定面積は全体で約370平方キロメートルです。浸水想定される関係市町ですけれども、北から野田市、流山市、松戸市、市川市、船橋市、浦安市の6市です。それは左岸圏域に関する市区町ということです。

浸水する条件ですけれども、江戸川においておおむね200年に1回程度起こる大雨が降ったとき、江戸川が氾濫した場合に想定される浸水状況をシミュレーションにより求めたものです。あくまでも現在の江戸川の堤防が破堤した場合という想定ですし、複数の破堤箇所を想定して、全部を包括するような浸水域を示しているものです。ですので、実際に浸水する浸水シーンや浸水域とは異なる場合があるので、ご注意していただきたい旨、説明を加えさせていただきます。

また、江戸川の浸水想定区域図であるため、隣接する利根川や荒川の氾濫する影響は、これは考慮しておりません。利根川においては、江戸川と同じように昨年の3月に指定・公表しておりますし、荒川についても、平成16年9月に指定・公表をさせていただきます。

今後ですが、関東地方整備局全体において、ハザードマップの作成に関する市町村への技術支援として、昨年1月に災害情報普及申請を立ち上げており、関係市町村が作成する洪水ハザードマップ作成への支援を行っております。

簡単ですけれども、これで終わらせていただきます。

4-4 議事（２）に関する質疑

【高橋座長】 ただいま事務局から説明がありましたが、このことについて何かご意見等がありましたらお願いします。ございませんでしょうか。

それでは、ご了承いただいたということにいたしたいと思います。どうもありがとうございました。

4-5 議事(3)「県管理河川における浸水想定区域図の作成状況」

それでは次に、議事の(3)県管理河川における浸水想定区域図の作成状況について、これを事務局からご説明願います。

【事務局(松宮)】 それでは説明させていただきたいと思います。正面のパワーポイントで説明いたします。資料は資料の3でございます。

千葉県で管理しております河川について、江戸川河川事務所さんと同様に浸水想定区域図を作成しております。エリアといたしましては、これが江戸川でございます。江戸川の左岸側、坂川、新坂川とこの赤い丸で囲った部分、こちらと真間川とその支川、黄色い丸の部分、こちらについて浸水想定区域図を、現在、作成しております。

どのようなやり方でやっているかといいますと、まず対象洪水、どのような雨かというのを設定しております。これは何を選んだかといいますと、戦後最大の浸水被害をもたらしました、昭和33年9月27日狩野川台風、これの実績降雨を対象降雨として計算の基本としております。この雨は、松戸地点で最大の時間雨量59.9ミリメートル、1時間に降る雨59.9メートルで、24時間雨量としましては308メートル、このような雨を降らせた台風でございます。この雨を元に、対象河川における浸水状況をシミュレーション、計算によって求めております。

どのような解析を行ったかといいますと、まず、河川は現在の整備状況、川幅ですとか深さにつきましては、今の川の持っている改修状況、条件、あと調節池とかもございまして、その整備状況に対して、先ほど説明いたしました対象の雨を降らせて流れる水の量を計算して、その河川の持つ流れる量を超えた場合にあふれ出るという想定で、そのあふれ出た量に対する水位が出てきますので、その水位と現況の地盤、地面の高さ、その差し引きを浸水深さとして算出しております。

続きまして坂川でございます。坂川は一般の河川と若干状況が違いまして、坂川の流域の水については江戸川にすべて流れております。このため、洪水時、江戸川の河川の水位の高さによって、流れ出る排水の量がかなり左右される結果となります。このため、ちょっと考え方を変えまして、対象降雨で流れ出づらくなった分に加えて、降った雨にたまる量と地盤の現況の高さの差し引きから、浸水深を求めて深さを算出しております。

その結果、でき上がった図面が浸水想定区域図で、これは坂川と新坂川の図面ござい

ます。先ほどの図面と向きが変わって恐縮ですが、江戸川上流から下流側にこう流れております。

これができ上がった図面です。この図面は、先ほどの江戸川さんの浸水想定区域図と同様に、浸水するであろうエリアとその深さを、それぞれの深さ別にランク分けをしてあらわした図面でございます。

あくまでもこの浸水想定区域図については、シミュレーションで出した想定ですので、ここは色が塗られているから確実に水に浸かるとか、そういう意味ではないということだけご理解いただければと思います。このでき上がった図面が、適切な避難場所を設定するためのハザードマップ作成のための基礎資料となります。

こちらが坂川の関係の図面で、これが真間川の浸水想定区域図。ちょっと江戸川が切れちゃっていますけど、こんな形で江戸川が上流から下流に流れている。

以上でございます。

4-6 議事（3）に関する質疑

【高橋座長】 ただいま事務局から説明がありましたが、このことについて何かご意見等がありましたらお願いします。

【田中委員】 よく私のほうで理解ができてないのですけれども、坂川の場合、浸水想定を今、示してくれましたね。そこの記入というか、その前の段階で坂川の洪水を江戸川にポンプアップしますね。その排水のことはこの計算の中に入っているのでしょうか。それをちょっとお願いします。

【事務局（松宮）】 それについては考慮しております。

【田中委員】 そうですか。

【高橋座長】 よろしいでしょうか。

【田中委員】 はい。

【高橋座長】 ほかに何かございますでしょうか。

なければ次に移らせていただきます。

4-7 議事(4)「洪水ハザードマップの作成状況」

【高橋座長】 議事の(4)洪水ハザードマップの作成状況について、事務局から説明をお願いします。

【事務局(川崎)】 こんにちは。流山市役所河川課の川崎と申します。よろしくお願いたします。それでは、現在、流山市で作成しております洪水ハザードマップ作成状況についてご説明したいと思います。A3判のちょっとグリーンぽい、「流山市洪水ハザードマップ」ということで、両面でカラー版のものが皆様のお手元にあると思うのですが、それを元にご説明したいと思います。縮小版で字が見づらく、申しわけございません。実物大につきましては、後ろの壁の一番右側に2枚張ってあるのですが、この大きさ、B1サイズで住民の方々にはお配りする予定であります。

それでは、作成状況ということでご説明したいと思います。先ほど国土交通省さんからお話がありましたように、平成17年3月28日付で一級河川利根川水系江戸川にかかわる浸水想定区域に本市も指定されたことを受けまして、洪水ハザードマップ整備事業ということで、平成17年度の事業として位置づけております。

当事業は、流山市内を流れる江戸川浸水想定区域図を元に、洪水時の浸水情報や避難の方法等にかかわる情報の提供を目的として作成しております。作成にあたりましては、本市の都市計画図に国土交通省さんからいただいた浸水想定区域を重ね合わせて作成しております。

記載内容ですが、記載内容につきましては、洪水ハザードマップ作成につきまして共通項目、これは原則として載せなければいけない共通項目と、地域の状況に応じて記載するかどうかを判断して載せる地域別項目がございます。まず共通項目としましては、1番目に浸水想定区域。これは、皆様のお手元の図面にありますように、色が塗ってありますね。ここは、先ほど申しましたように、国土交通省さんのデータをいただいた形で、同じような色で、50センチメートルの部分から5メートル部分ということで色分けをして載せております。

その他、被害の形態ということですが、これは洪水ハザードマップという黄色い枠のところを一部掲示してあります。あと避難場所につきましては、ちょっと裏面を見ていただきたいのですが、ちょうど真ん中部分に、こういった避難場所がありますよという

この場所とそれぞれの名称を記載させてもらっております。

続きまして、避難時危険箇所。これは急傾斜地とか、あと土砂災害等に見舞われないような形でルート上に載せるということです。申しわけございませんが、再度表を見ていただきます。流山市におきましては急傾斜地等があまりございませんけれども、茶色っぽい三角で、この部分が急傾斜地だとか土砂災害にかかわる部分ですよということで、マークをさせてもらっております。

続きまして洪水予報、避難情報の伝達方法です。これは、皆さんの発信情報元から住民の方々への伝達経路ということで載せております。図面の真ん中あたりに、情報の伝達経路として市役所からの広報車だとか、あと防災無線等を利用するのと、そのほかにテレビ、ラジオ等をご活用くださいということで明示しております。

気象情報のありかとしましては、その隣に、最新情報をチェックするということで、川の防災情報だとか「WINC2」だとか、インターネットを利用した形で情報を入手していただくという形で記載しております。

それを共通項目として載せております。

その他、地域項目でありますけれども、地域項目としましては、また申しわけございませんが裏面を見ていただいて、内水状況による浸水情報ということです。今現在、流山市においては、平成16年に起きました台風時の浸水の箇所を載せております。これの作成については、まだ完成しておりませんので、この辺についてはまだ十分検討する予定でございます。あと避難の必要な区域につきましては、図面に各学校区境だとか字界などを示しながら、こちらのほうへ避難してくださいという形の図面をつくっていきたいと思っております。

続きまして、避難時の心得です。避難時の心得としましては、裏面のほうになるのですが、右上にこういった形で、文言とそれぞれの絵で示しております。

あと地下街に関する情報です。本市におきましては去年7月につくばエクスプレスが開通しまして、南流山駅が地下駅となりまして、それに伴います駐輪場もございますので、その情報ということで所在地と連絡先等をまだ載せる予定でございます。

最後に水害に備えた心構えということで、裏面の右の上にあるのですが、そういった形で掲載しております。

あと住民の方々への情報としまして、この図面をお配りするわけですが、そのほかに本市のホームページに掲載するためのウェブコンテンツの作成をします。これは詳細

図を元にしまして、流山市のこの地図を12分割した形でのホームページの作成を考えております。

その他の書式としましては、先ほども申しましたように、図面サイズはB1としまして、縮尺は1万2,500分の1のサイズです。両面フルカラーとしまして、これを皆様のお手元に配布する予定でございます。このマップなのですが、マップにはさらに防災無線の表示、避難場所の名称、避難ブロックのエリア等を記入する予定でございます。

以上です。

【事務局（大越）】　　続きまして、松戸市防災課の大越と申します。

松戸市につきまして、洪水ハザードマップ、現在作成中でございますけれども、今、流山市さんからあったように、共通項目等についてはほとんど同じことですので、この分については割愛させていただきます。

基本的に、先ほど説明のありました江戸川の洪水、それから県がこれから示されます浸水想定区域、これをこのまま都市計画図の上にかぶせて表示するという。それからもう一つ、市の特質としまして内水関係でございます。松戸市については、昭和56年から、市民から通報のありましたものについて、一応、データ付きで取っておりますので、それを今、松戸市の地図に落とし込みの作業をしております。それに基づいて、その分についても合わせて載せていきたい、そのように考えております。

この配布の方法なのですが、今、「防災マップ」という平成10年に作成したものの在庫がなくなりましたので、それを作成しておりますので、それと合わせて裏表でもってこの地図を作製しまして、全戸配布を考えております。それと合わせまして、市のホームページに、国の洪水なら洪水、県の浸水想定なら想定、それから市の浸水実績とか、そういうものを個々に見られるようなコンテンツをつくって公表するような形で、今、やっております。

あと避難場所ですけど、浸水エリア内の避難場所については、一時避難場所として3階以上……要するに逃げおくれたしまった場合にはそちらに逃げてくださいというような形で、避難所一覧表を作成しまして、そこに表示していきたいと思っております。

なお、避難場所への避難経路でございますけれども、これについては特に表示する予定はございません。日ごろから自分たちの避難場所については、もし水が出たときにはここに逃げるんだよとか、普段から決めておくようにということで啓発に努めていきたいと思っております。

次に危険箇所についてです。松戸市の場合、下水のところはふた無しが多いということで、全部を表示することは難しいと考えておりますので、特に危険と思われるところと、それからアンダーパス、その辺については記載をしていきたい、そのように考えております。

次に地下空間でございますが、松戸でいきますと、今のところ考えられているのは伊勢丹、Dマートが不特定多数の方々が利用する区域だと思っておりますので、その辺について掲載していきたいと思っております。

大体、以上です。

【事務局（土屋）】 それでは、市川市です。

市川市では、今までと同じように、共通項目というのは大体同じなのですが、市川市の特色というところで、皆さんと違うところを説明していきたいと思えます。

お配りしてあります資料の1ページ、2ページ、図面が2枚ございます。これはなぜかといいますと、2枚目のほうが江戸川版という形になっております。こちらは、先ほど議題2番目にあったと思えますけれども、国が直轄で管理しておられまして、既に公表もしているものですが、このものを活用しまして、これをひとつ載せると。

1枚目に戻ります。こちらのほうは県の解析が終わって、県が管理しております真間川、これを載せております。

これを2つに分けたというのは、先ほど説明もあったように、浸水を想定する条件が違います。江戸川については、200年に1回程度の規模の昭和22年のカスリーン台風、これを想定しまして、堤防が決壊した場合にこういうような状況になるよというようなもの。あと県のほうでやられているのは、50年に1回程度ですね。昭和33年9月の狩野川台風、その規模を想定しまして解析をしております。市川市はどちらも市民の皆様公表しなければなりません。これを重ね合わせたりしますと、条件が違うので混乱を招いてしまうということもありますので、それぞれの条件を明確にして、市民の皆様の混乱を招かないように2枚に分けようということで、2つに分かれています。

それともう1つ、市川市の地域項目ということで、内水について取り上げております。これは最近、都市型の浸水ということで、集中豪雨などがありますと、既に市川市では内水の氾濫、こういったものが叫ばれておりますので、水害に対しては内水についても取り上げましょうということです。これは想定条件が、真間川と同じように50年に1回程度、この条件を当てはめまして、新たに解析をしております。この真間川と内水を合わせ

たものが1枚目のものになっております。

このように2枚にして浸水の想定区域を作成しております。

あと避難場所ですとか伝達方法については、担当と変わります。

【事務局(金子)】 そうしましたら、続きましてハザードマップの記載項目と避難の考え方ということでご説明いたします。

まずハザードマップの記載項目ですが、これは先ほどの皆さんと同じように、共通項目として同じでございます。ただ、気象情報の入手ですが、市、県、国のホームページのほか、市川市で災害拠点を結んでいるコミュニティFMといちかわケーブル、ここからも情報が入り得るような形を取るため、気象情報の入手のほうへ加えております。また、地下施設については、これは相当数ございますので、ある程度、心得の中で注意を促すというような表現で考えております。

続いて避難の考え方です。先ほど言われたように、表示については江戸川・真間川内水という形なのですが、特に江戸川の破堤氾濫ですが、皆様ご存じのとおり、見てのとおり、市川の南部、行徳地区という地域がほとんど浸水区域に入ってしまうと。そうなった場合に避難所の収容能力がオーバーしてしまう。全員の避難また収容が困難になる状況から、今その辺の検討をしている中で、特に中高層住宅の2階以上の居住者の避難を行わないことも考える必要があると。その辺を、今後、内部で調整して、マップ上の記載方法については検討していくという状況であります。

真間川につきまして、内水氾濫等につきましては、エリアは広いのですが、深さが2m以下ということで、床下浸水の区域は避難しないと考えた場合に、現在、指定している避難場所でも収容は可能であると考えております。

また、真間川の避難計画の検討の中で、条件として、避難人口、これは床上浸水以上を対象とする。避難所は浸水の恐れのない学校施設とする。震災時の応急活動に対する区域設定を基本において、収容能力及び避難距離を考慮して設定している。避難所までの避難距離はおおむね2キロメートル以内という条件で、真間川の避難所の考えをしているところでございます。

以上でございます。

【事務局(丸山)】 議事の4については以上で終わりです。

4-8 議事(4)に関する質疑

【高橋座長】 それでは、事務局からの説明は終わりましたので、このことについて何かご意見等がありましたらお願いいたします。

【清水(江戸川河川事務所)】 江戸川河川事務所の清水と申します。済みません、1点だけ、可能かどうか、検討ができるかどうかお話をさせていただきたいのですが。

まず、各市において、地域の特性なり項目がそれぞれ入りますので、もちろん、入る項目によって違ってくるといのは当然だと思いますし、それに合ったものをつくっていただければと思います。ただ、浸水深の深さの色なのですが、具体的に言いますと、最初に流山市のハザードマップのお話を聞かせていただきまして、浸水深の色が、例えば5メートル以上であれば紫色になっていると。松戸市であれば、5メートル以上が、これ紫……。これ、コピーの色の違いでしょうかね、紫なのか、ピンクなのか。もちろん、その市町村の中で対応するのであれば、それはいいのですけれども、松戸市と流山市の境界沿いに住まわれる方において、例えば住民の方が見たときに、浸水深は同じ色のほうがわかりやすいのかなと思うのですが。市によってこの色で決められたというのであればあれですが、もしもご検討いただけるのならそうしていただいたほうが、住民の方から見たときにはわかりやすいのかなと思います。

【事務局(大越)】 松戸市でございます。今のご意見なのですが、松戸市の防災マップ、ハザードマップですけど、これにつきましては今ハッチがしてありますけど、この色具合で決めた関係もでございます。これは実績洪水といいますが、そういうところ、県のほうの浸水想定区域と、それと実績洪水を重ねています関係で、色合いでこういうような識別にしたのですが、この辺、流山市と協議しまして、色だけですので、なるべく整合性の取れるようなものにと協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【事務局(池田)】 流山市ですけど、今、松戸市からお話がありましたけど、基本的には国交省のほうで示されている色を基本にしていますので、その辺で再度また協議させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それとですね、浸水の色分けの部分なのですが、それについてまた新たに国交省と協議をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

【事務局(土屋)】 市川市のほうは、マニュアルでも示されているとおり、国交省と同じ。色合い、その辺がちょっと違うのかもしれませんが、最終的に公表するときにはその辺を確認しながら出していきます。

【高橋座長】 ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

【阿部委員】 今、各市からご説明あった中でちょっとわからない部分があるのですが。おととしの新潟・福島水害とか、あるいは福井水害のときに出た言葉として、災害弱者という言葉が出ました。洪水によって被害が出たのは、ほとんど高齢者の方々だったと。そういう高齢者の方々に対して、もしこういう水害が発生したときに、どのような形でそういう人たちに情報を伝えていくかということをごどのようにお考えか、ちょっとお伺いしたいのですが。

【高橋座長】 それでは、事務局、どうですか。

【事務局(中橋)】 県の河川計画課、中橋と申します。

本日、後で説明しようかと思ったところなのですが、今現在、情報の入手というのは、一番多いのがインターネットとか携帯電話とか、そういうものが多いと思います。こういうものについては、やはりお年寄りの方とか小さなお子さんはなかなか使いこなせないとか、持っていないということがあります。今、県のほうでは、水害によって重大な影響がある河川を特に指定しまして、この浸水想定区域と合わせて特別警戒水位というのを設定しております。この特別警戒水位というのは、ある一定の水位を決めまして、避難の目安となる水位ということで設定して、昨年8月1日、坂川、新坂川、真間川について水位を決定させていただいております。

この情報も今のところは自動的に10分観測となりますので、雨が降り始めてから10分後ぐらいには、我々担当の元に連絡が入るようになっております。これは県だけではなくて、合わせて市町村の防災担当者にも流れるようになっております。これを、来年度の4月以降、報道関係のほうにも並行して流そうということに、庁内では一応話し合いは大体ついておりまして、後は報道機関との調整ということになっております。そうしますと、ラジオとかテレビとかそういうところで、それだけの危険性になったときに情報が入手できるような形で提供していきたいと考えています。

その後の、やはり災害弱者といわれ要援護者、そういう方たちの避難というのは、行政の手ではなかなか末端まで行き渡らないというのがありますので、こういうハザードマップ等を通して地域の自助・共助、この辺を地域ぐるみで少しずつ防災力を向上させて

いければと思っています。すぐにはなかなかいかないと思うのですが、とりあえずできる範囲で情報を出しながら、財産までは守れなくても、人命は最低限、守っていくんだというところに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

【高橋座長】 よろしいでしょうか。なお、この件につきましては、後のほうで洪水時の雨量・水位の情報提供という報告事項があるようですから、またそこをお願いしたいと思います。

【中臺委員】 平成17年3月28日ぐらいには台風が来ると、またこのように浸水するのかなというような感じを持たせるような地図なのでございますが、当然、それに対応するところの排水能力というのを、各自治体ではもうやっていらっしゃると思うのですが、大体、1日どのぐらいの雨量だったら、まずこういう浸水はないだろうという目安がございましたら、願いたいのですが。

それと、こういう洪水というのは、大概、1日降るぐらいのものなのですよ、台風の場合はね。そう何日も降ることは少ない。そうすると、内陸に降った雨というのは1日で排水できれば……。江戸川に水が出てくるには、大体24時間かかるのです、上流で降った雨は。だから、その間に排水しちやえば非常に安全が保たれるんじゃないかと思うので、1日幾らぐらいの雨量だったら大丈夫ですよというようなあれがあるかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

【高橋座長】 それでは、事務局のほうで答えられたらどうぞお願いします。

【事務局(中橋)】 とりあえず県のほう……。国のほうはまた清水係長に答えをお聞きしたいと思うのですが、県のほうは、当面、今、時間雨量50mmといわれる整備まで上げようということで工事をしております。今、気象庁の注意報、警報の基準、これが注意報が時間雨量30mm、それから大雨洪水警報で50mmぐらいで出るような形になっております。実際、時間雨量50mm降ったからといって、では、このような状況になるのかということ、まだそこまで至らない。

この千葉県の真間川とか坂川については、24時間で約300ミリぐらいを想定して、かつ、江戸川の水位が高いときにこのぐらいの氾濫が起きてしまうだろうという危険の予測の中で提示させていただいております。ですので、通常起こりうる雨であれば、極端な話、部分的なところの浸水被害は出るかもしれませんが、これだけ大きなものは出ないというふうには考えております。

【清水(江戸川河川事務所)】 江戸川のほうなのですけれども、江戸川本川においては、あくまで流域がすごく広いものですから、何ミリがどのくらいまでというのは一概に言えないところがありまして……。数字のほうが、帰ってわかるのであれば、またちょっと検討させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

【中臺委員】 上流だよ。利根川上流で、江戸川の場合には、何ミリくらい降ったら危険性があるかということは。もちろん、終戦後のあの大きな台風があって栗橋が切れたとき、あれを参考にして、あれでも切れないような方法はもうやってあると思うんですけどね。

【清水(江戸川河川事務所)】 たしかカスリーンるときですか。そのときであれば、3日間雨量でたしか318mmというほどだったのですけれども、それから河道の改修とかがされているでしょうから、一概に何ミリまでというのは把握をしてないところなのですが。

【中臺委員】 江戸川の堤防では、決壊する可能性があるところって今あるのですか？洪水時における危険度のあるところはあるのですか。

【清水(江戸川河川事務所)】 危険ですか。

【中臺委員】 ええ。江戸川の堤防で。

【清水(江戸川河川事務所)】 破堤するかどうかという意味合いでしょうかね。

【中臺委員】 切れる可能性があるかと。要するに、堤防から堤防まで水がいっぱいになっちゃって、そういうような状態のときに切れる可能性があるような箇所があるかどうかというんです。今ないでしょう？ 大分整備したからな。

【清水(江戸川河川事務所)】 堤防の高さとしてはできていますが、堤防の評価、質的なものがまだというところがありますので、私も今、わかりかねるところがありますので。

【中臺委員】 それを強化するためのスーパー堤防なんだね。

【清水(江戸川河川事務所)】 そういうのも一つ……。

【中臺委員】 はい。ありがとう。

【高橋座長】 ほかにございますでしょうか。

【大井委員】 大井と申します。前にもちょっと話をしたことがあるのですが、江戸川の右岸と左岸では、右岸側は、多分、危険箇所だろうと思いますが、大分補強工事を行っておりまして、左岸側のほうはほとんどやってないと。同じ河川であって、右岸左岸でどうしてなのかなと不思議に思うんですが、何か理由があったら答えていただきたいと思います。

【清水(江戸川河川事務所)】 申しわけございません。私、防災関係の担当の者なので、整備に関しての把握というのはしてないところなので、またわかり次第、確認をさせていただきますと思うのですが。申しわけございません。

【高橋座長】 ほかに何かございますか。

それでは、洪水ハザードマップの作成状況についての説明はこれで終わるということにいたしたいと思います。

それでは、本日の議事というのはこれで終了いたしました。その後、報告事項等がございますが、これらにつきましては事務局で進行いたしますので、そちらのほうにお返しいたします。

【司会(秋葉)】 どうも高橋座長には、長時間にわたっての議事進行、ありがとうございました。

5. 報告事項

5-1 報告事項(1)「河川整備の進捗状況」

【司会(秋葉)】 どうも高橋座長には、長時間にわたっての議事進行、ありがとうございました。

次に報告事項として、3件ほど報告をさせていただきます。

【事務局(岡野)】 東葛飾地域整備センターの岡野でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事次第の5報告事項の(1)河川整備の進捗状況について、事務局より報告いたします。お願いします。

【事務局(林)】 千葉県東葛飾地域整備センター建設課の林でございます。

私ども東葛飾地域整備センターで取り組んでいる事業の整備の状況について、ご説明いたします。あまりかたい話はしませんので、どうぞリラックスして聞いてください。

これは、松戸市内を流れる坂川という川で最近、多く見られるようになったイトトンボであります。最近、坂川では水がとてもきれいになってきたことや、これからご紹介する坂川再生事業などの効果もあって、こういった昆虫を初めとする生き物たち、あるいは人間が川にかなり戻ってきております。きょうはその実態について主にポイントを絞って説明したいと思います。

少し時はさかのぼりますけれども、冒頭に私どもの所長からあいさつありましたように、3年前、河川整備計画の原案を作成させてもらいまして公表になったのですが、その中にこういったような文言が本文に出てまいります。

在来の多様な自然環境の再生、すなわち、その川に昔からあった、あるいは昔あったであろう多様な自然環境を再生したい。それと、ミズガキの歓声がこだまするような水辺ということで ミズガキというのは要するに水辺で遊ぶ子どもたちなのですが、子供たちを水辺に呼び戻したいというようなことを整備の目標として掲げております。もちろん、これだけではないのですが、きょうはこの2つにポイントを絞って実情をご紹介したいと思います。

きょうご紹介するのは坂川の再生事業というものでありますが、2年前の懇談会でも

説明させてもらいましたけれど、場所は松戸の中心市街地付近ですね。事業区間は950メートルであります。この辺に松戸の駅があるのですが、そこから歩いて5分足らずの場所で取り組んでいる環境整備事業であります。

これが4年ほど前の坂川の状況です。ここの護岸は、昭和30年代の初めに治水目的で整備された護岸でありまして、治水上は非常に安心で具合がいいのですけれども、環境面では、このように生き物はすみづらいし、水辺に近づけないような状況であります。これを、この再生事業の中で何とかしたいというのがねらいの主なところです。

ただ、何とかしたいといいますが、治水上の必要性がありますから、別にコンクリート護岸を壊して土手に戻すということはできませんし、また、川幅を大きく広げるということは、市街地中心部付近で家も密集してますから、これもなかなか難しいということで、じゃあ、どうしようかなということで悩んだのですけれど、私どもはこの部分、水際部分に着目しまして、水際部分にちょっと工夫をすれば大分自然は戻ってきてくれるのではないかなというようなことを考えました。

これが3年前の、整備開始直後の状況ですけれども、まず画面の左側、この部分には、先ほど在来の環境というふうに言いましたが、もともと坂川にあったであろうと言われる環境の中の代表選手と私どもが推定しました、マコモとかヨシといった抽水植物を何とか取り戻してやろうということで、ちょっとした土のマウンドを設けて、その水際付近にヨシやマコモの根を仕込んでみました。

それと、こちら右岸側なのですが、ここは主にミズガキとか、あるいは人々を川に呼び寄せるための親水スペースです。ここには映っていませんけど、階段工もあるので、これはコンクリートのリユース、再利用材を使いまして、捨て石を施しまして、ちょっとした親水スペースを設けたというものです。

これはちょっと向きを変えて見てみたいのですが、ここに階段工が見えてますね。普段の水位が標高1.95メートルであります。ここの水際に設けたマウンドの設置の高さが2.15メートルで、この高低差が20センチメートルということになります。それとこの幅50センチメートルということで、高低差20センチメートルの幅50センチメートルというのがポイントであります。要するに、これをあまり大きくすると洪水時に悪影響が出てきますから、必要最小限に抑える必要があると。かつ、高低差20センチメートルぐらいであれば人々も水に近づきやすいし、あるいは水際付近に 左側は石の部分ですが、対岸側の画面の右のほうが土の部分ですが、水際部に抽水植物も戻ってきてくれるだ

ろうということで、この20センチメートルと50センチメートルというのが、非常に苦
勞に苦勞を重ねて決めた部分であります。

さっきのは冬の状況なのですが、これは夏の状況です。

それで、だんだん自然が戻ってくる様子を見てみたいのですけれど、これが先ほどの整
備直後の状況、3年前の夏ですね。それからその年の秋。次の年の初夏ですね。それから
夏場の状況ということ。最初、整備直後は何となく人工的な感がなくもないと思うのです
けれど、だんだん自然が戻ってくる様子が確認できるかと思います。

これがごく最近の状況でありまして、今、静かに春を待っているという状況です。大分
自然らしくなってきたのではないかなと。少なくとも4年前のこういう状況よりは、景観
的にも、生き物や人々にも優しい川に、少しずつなっているのではないかと私どもは
考えています。

それで、生態系のことをマクロに考えてみたいと思うのです。よく食物連鎖などの考え
方によって、いわゆる生態系のピラミッド構造ということがよく言われるのですが、こ
れに当てはめて考えてみますと、ベースには坂川という基本的なシステムがあって、注目
すべきは、こういったヨシとかマコモなどの水際の植物群落。さらに水の中に目を向けま
すと、これはセキショウモという沈水植物ですが、こういった植物がある。さらに、これ
らをすみ場所とするこういった昆虫とか、これは両生類　これは多分ヒキガエルだと思
うのですが、それから魚類や甲殻類、さらに上位に、これらをエネルギー源とする肉食
の上位種がいるというようなことです。カワセミはよく来てくれるのですが、なかなか
写真が撮れなくて、絵で勘弁してください。そういったようなことで、完璧ではないかも
しれないけれど、こういった生態系のピラミッド構造が徐々に今戻ってきているのでは
ないかなと、私どもは考えています。

そして、待ちに待ったといいますか……。整備を始めて今ちょうど3年ぐらいたって
いるのですが、去年ぐらいいいよ、いよいよ当初の目的に掲げたミズガキが戻ってきて
います。これは象徴的だと思うのですが、まず、生き物が増えてきたということと、や
はり人々が川に戻ってきているという、2つのことを象徴しているのではないかなとい
うことで、大変私どもは喜んでおります。

この写真は、委員としてお越しになっている田中利勝さんからお借りしたものです
けれども、この辺のことについては田中さんが、多分、だれよりもご存じだと思います
ので、後で何かご感想とかご苦勞話があれば、お聞かせ願えればなと思います。

要するに、水際付近に、あまりそんなに仰々しいことをしなくても、たかだか幅50センチメートル程度の工夫をするだけで、こういったコンクリート消火栓であっても、かなり自然や人々は戻ってきてくれるという、いい事例になるのではないかなと考えております。

今後の課題と展望なのですが、確かに生き物は戻ってきているのですが、想定範囲内といえば想定範囲内なのですが、外来種がかなり入ってきております。これをどう排除、もしくは抑制していくかというようなことです。例えば、これに見えるのはセイタカアワダチソウですね。これはセイタカアワダチソウと格闘している様子なのですが、こういった外来植物、帰化植物。あるいは水の中に目を向けますと、これはメダカかなと思ったらメダカではなくて、メダカによく似たカダヤシなのです。あるいはブラックバスとか、こういった外来種の動向を無視することはできない、これを何とか抑えたいというようなことです。

すべての外来種を排除することはできないので、目立つやつ、悪さをする度合いの高いやつにターゲットを絞って、駆除、あるいは抑制に絞って努めていきたいと思っております。

それと、課題の2つ目で川づくりから川育て、川づきあいへのシフトということです。これは何を言っているかということ、我々、ここ3年ぐらい、工事という意味で川づくりをしてきたわけです。それなりに、今、川がつくられてつつあるわけで、その川をどういうふうに育ててどうつき合っていくか。つまり、川というのは自然の営みだとか、あるいは人々のかかわりでだんだん変化し、育っていくわけですね。これをどういうふうに正しくあるべき方向に育てて、あるいはその川とつき合っていくかということで、それはとりもなおさず、要するに、人と川とのかかわりをいかに望ましい形で保っていくかということに尽きるのではないかなと思っております。

最後に、水と緑のネットワークということで、これが非常にハードル高いのですが、非常に厳しい見方をしますと、ここでご紹介した坂川の再生事業というのは、たかだか950メートルの間の取り組みでしかないわけで、ちょっと厳しい見方をしますと、箱庭的な川づくりをしていると言えなくもないですね。これで決して十分ではないわけで、これ、非常に息の長い話になるのですが、行く行くは流域全体をとらえた、言葉だけはもう言い古されている感はあるのですが、水と緑のネットワーク、これに努めていきたいと思っております。これは先ほどの計画案の本文にも、言葉は出てまいります。

こういった3つの大きな課題があると思っております。

最後に、今年の冬、坂川にあらわれた新しいお客さんということで、オシドリ夫婦をごらんいただきながら、私の説明を終わりたいと思います。

どうもご清聴ありがとうございました。

【事務局（長井）】 葛南地域整備センターの建設課、長井と申します。

今の話と違って、高潮対策工事ということで話のほうがかたくなってしまうのですが、申しわけありません。

資料のほうか、お手持ちの議事次第の中の5ページを開いていただいて、資料4「河川整備の進捗状況」というのがあります。この1ページ目をお開きください。

当センターでは、旧江戸川の河口部から約4.9キロメートルほどの新中川合流点、ここまで高潮対策工事を実施しております。高潮対策と併せて、耐震対策工事ということで地盤改良工事を実施しております。下流のほう、河口から途中に見明川という川があるのですが、ここまでを舞浜地区、それと見明川から中流部に堀江ドックという船だまりがあるのですが、ここの地区を富士見地区と。図面のほうはワープロミスで堀江となっておりますが、富士見に訂正していただければと思います。それとその上流側の堀江ドックの上流地域という形で、大きく3地域に分けて説明させていただきたいと思っております。

舞浜地区ですが、平成15年度から17年度にかけて、河口部付近に国道357号線というのがあるのですが、ここから上流側、見明川の合流点まで、ここについて護岸の表面、堤防の表面にブロックを設置するという工事を実施しております。平成17年度、この工事については完了しております。1ページ開いていただきますと標準断面図があるのですが、緩傾斜護岸、こちらの表面上のほうの図面ですが、ブロックを張るという工事を実施しまして、完了しております。このブロックにつきましては、ブロックが表面に出ないように覆土タイプのブロックを使用しております。ブロックの上にさらに、工事の前にここから取った土をストックしておきまして、その土をもう1回かぶせております。今は大分、以前のような植栽の状況が戻ってきた形になっております。

富士見地区ですが、平成9年度から地盤改良工事、地震対策工事を実施しております。現在はここの堀江ドックの下流付近まで地盤改良工事が終わっております。やはり2ページ目の図面の上のほう、既設護岸が左にございまして、その前面の下に柱状のものがあるのですが、ここを地盤改良工事、地震対策工事として実施しております。堀江ドック下流までにつきましては、ここ数年、二、三年後に完了する予定で進んでおります。

堀江ドック上流ですが、こちらにつきましては本年度から工事に着手したところでございます。2ページ目の図面の下、テラス式護岸という形でございます。堀江ドック上流につきましては川幅が狭くなっておりますので、緩傾斜堤という形にしますと河積が阻害されるということで、護岸タイプを変えてございます。こちら、根固工として、直径が1,100ミリメートルの鋼管矢板の打設工事を実施しております。

3ページ目が現在の実施状況の写真です。上のほうは富士見地区の実施状況ということで、地盤改良工事を実施している状況でございます。下の写真は堀江ドック上流地区の鋼管矢板の打設のための、今は準備工の状況なのですが、近々、鋼管矢板の打設が始まるという形になっております。

もう1ページ開いていただきまして、4ページ目になります。今の高潮対策工事の上流側ですが、新中川合流点、ここから河原水門まで都市河川総合整備事業として実施することになっております。延長は約4,300メートルです。こちらの事業は、前面の護岸整備と合わせて市川市の面整備と一体で整備を実施していくことになっております。こちらの整備もなかなかスケジュールが合わなくて実施することができなかったのですが、今年度から工事を開始しております。

2ページほど開いていただくと写真がございます。上のほうは地盤改良を実施する場所の写真でございます。現場は工事を発注したばかりで、まだ工事に入っておりませんが、近々、地盤改良の工事に着手する予定となっております。下のほう、常夜灯と書いてありますが、こちらは、江戸時代からここに航路がございまして、そのシンボルとしてつくられた常夜灯という市川市の文化財になっている施設なのですが、その施設を核として市がここで公園整備を実施する予定になっております。県が前面の護岸整備、それと背後の盛土まで県が実施しまして、市のほうが公園整備を実施するという予定になっております。これは今年度からようやく着手できまして、平成21年度完了を目途に工事を進めることにしております。

以上でございます。

【事務局(渡辺)】 真間川改修事務所の渡辺と申します。真間川及びその支川、真間川流域のただいまの整備状況等につきまして、ご報告させていただきます。

ご存じのとおり、真間川につきましては、江戸川のほうと東京湾と2つの河口を持っているという、ちょっと変わった川でございまして、これは流域の整備とともにそういう形の川が形づくられてきた、いわゆる土のためにいろいろ人工的に手を加えられてきてき

た川ということでございます。

浸水想定区域の想定のお雨にもなっております、昭和33年の狩野川台風による大水害というものを契機にしまして、真間川関係の本格的な治水事業というのが進んでまいりまして、その後、また昭和50年代に入りましてたび重なる浸水被害を受けたということで、整備を進めている川でございます。

ただいまの治水の目標といたしましては、流域における一時的な雨水の貯留、いわゆる流域対策というものを前提にしまして、1時間に50ミリメートルの降雨に対応したいと。先ほど日雨量はというお話がありましたが、真間川の場合には日雨量でいきますとおおむね160ミリメートルぐらいの降雨ということになります。

これまでに整備の進んでおります区間。ちょっと薄くて見にくいかもしれませんが、黄色で示した区間、真間川のいわゆる本川8.5キロメートル、それから大柏川から浜道橋までの区間、それから国分川の堀の内橋からやや上流の区間まで。それから国分川分水路につきましては、計画の能力を持ちました河道ができておるという状況でございます。また春木川につきましては、下流から整備を進めておりますが、約500～600メートルのところできているという状況でございます。

現在、河道の改修、河道の整備を進めているところとしましては、国分川の堀の内橋の上流の区間から国分川分水路の分派点の下流の地点までの約1.7キロメートルほど、春木川につきましては全川2.4キロメートルのうちの未整備の区間、さらに大柏川について進めているところでございます。

このうち、国分川につきまして、状況を見ていただきたいと思っております。このような形で、先ほど坂川のほうでもお話がありましており、生物の多様性、自然の多様性というものを考慮いたしました、多自然化の川づくりというものを進めておる状況でございます。まだこれは施行直後の状況ですので、まさに自然を復元しているといえますか、植生等のついている状況ではございませんが、考えといたしましては、こういう部分、川との触れ合いができるように、堤防はできるだけ緩やかな傾斜にしております。また、その表面の覆土、あるいは水際部におきまして、なるべく自然の材料を用いて、自然の植生等が回復できるようなものということで考えております。今後、この完成後も状況を見ながら、どのような形で推移していくのかを見守っていきたいと考えております。また、このような整備をずっと今から進めていくことになってございます。

真間川の治水対策の特徴といたしましては、早くから下流側の河道整備が進んできてい

るということもございまして、その後の、いわゆる都市開発等に伴って、同じ雨でも、洪水の発生量が増えてきたもの、これをすべて河道でもって受けることができないということから、洪水調節を行うための施設として、先ほどありました国分川の分水路、あるいは調節池というものの整備を進めてございます。

国分川の筋には国分川調節池。これは国分川からの洪水を一部貯留するものと、あと春木川の水も一部貯留することになってございます。

国分川調節池の整備のイメージ図でございます。現在はここの国分川から洪水を取り入れるための越流堤の部分、これがおおむねできまして、この調節池内部の掘削工事等を進めているところでございます。また、この整備イメージ図につきましては、市民の方あるいは住民の方等も入っていただきました検討会を通じまして、こういったイメージのものができ上がっております。

大柏川の筋には大柏川第一調節池、それから大柏川第2調節池というものを計画しております。大柏川第一調節池におきましては、昭和54年の用地買収着手以来、本年度、17年度をもちましておおむね完成の見通しとなっております。こちらにつきましても、このイメージ図で見ていただいたとおり、これも市民の方、周辺の住民の方等と一緒にしましてワーキングを設けて、そこで、どのような形のものをつくっていくかということからでき上がったものでございます。さらに、今後の維持また管理運営につきましても、その後、「北方(ぼっけ)遊水池の会」という会も立ち上がっておりまして、そちらの市民の方とも協働しながら検討していくということでございます。

さらに真間川につきましては水質的にも、都市河川の宿命として、あまり見られたものではないといえますか、どうしても水質汚濁という問題が大変な課題になっております。そこで私どもとしましては、下水道整備あるいは流域での汚濁負荷源対策というものを進めていくことと合わせまして、河川水の直接浄化を行うということで浄化施設を建設しております。

こちらにありますのが、大柏川の上流にあります浄化施設でございます。こちらにつきましても今年度の完成ということを見込んでおります。

これが流域の図でございますけれども、その中の比較的上流にあります施設ということになります。既に下流側、大柏川から派川大柏川を分派していきませんが、派川大柏川の一番上流に既設の浄化施設1基がございます。さらに春木川の、やはり一番上流のところにも春木川の浄化施設がございます。これらの施設を運用することによりまして、環境基準、

いわゆるBODでいいますと10ミリグラム・パー・リットルの達成を目標に、今後、これらの施設の運転をしていくということでございます。

また、真間川水系の川につきましては、今、緑で示させてもらっている部分ですけど、こちらは地元松戸市さんあるいは市川市さんで、計画に基づく事業を進めていただいているところでございます。

説明は以上で終わらせていただきます。

5-2 報告事項(1)に関する質疑

【事務局(岡野)】 河川整備の進捗状況ということで、坂川の河川再生、それから旧江戸川の高潮対策、それから真間川の整備事業ということで説明させていただきました。このことについて何かご質問等ございましたら、お願いいたします。

【阿部委員】 質問ではないのですが、ちょっとご紹介したいことがございます。

先ほどご説明の中で、坂川の自然再生ができつつあるということで、写真を見せていただいたのですが、あと田中さんの写真で、子供たちが川に入って生物を捕っているという写真があったのですが、もうちょっと上流に富士川があって、富士川の浄化施設のあるところで私たちが月に1回水質調査をやっているのですが、去年の8月に水質調査に行きました。そうしたところ、小学校3年生、4年生ぐらいの子供たち3人が、裸になって富士川に入って泳いでいました。私は非常にショックというか、うれしいというか、どう表現していいかわからないよい光景に出会ったと思って。川をきれいにしてくれば、子供たちは待っていられなくて、見た目がきれいであれば、あとは細菌がどうのこうのなんて言ってない、暑いから水の中に入ってしまふ、そういう状況があって、自然だけでなく、子供たちも川に戻りつつあるのだということを、ちょっとご紹介したいと思います。

【事務局(岡野)】 ありがとうございます。これからも河川の水質の浄化、自然の再生にさらに取り組んでまいりたいと思います。ほかに何かございますでしょうか。

【箕輪委員】 真間川水系についてお尋ねします。その中の国分川、春木川関係についてです。

ここにつきましては洪水対策と、それから水質浄化対策の両面が、現在、対策として進められているところであろうかと思いますが、まずその中の1つといたしまして洪水対策であります。実は平成16年10月8日、9日ですか、台風22号の影響で、春木川流域におきましては最大雨量が40.5ミリメートル程度であったと聞いております。このような現状で、既に下流部におきましては床上浸水あるいは床下浸水などが発生しているところではありますが、こういう状況の中で、改修が完成した後、非常に私たちは心配するわけです。50ミリメートル対応ということで現在の計画が進められているということであるとすれば、果たしてそのとおりになるのかどうか、非常に危惧するところありますので、その辺のところのご説明をお願いしたいということです。

それからもう1点、春木川につきまして、今度は水質の点です。日本全国でワースト1ということで、大変悪いイメージを抱いておるわけです。流域の住民といたしましては、生活排水がその最大の汚染、汚濁の原因であるといわれておりますので、それに取り組んでいるところでありますが、行政側の対策としましてお尋ねしたいところは、現在、春木川に流れております水は、国分川から一旦くみ上げまして、直接、川の水を浄化して春木川に流しているにもかかわらず、極めて汚い水質であるということになっているわけですが、その辺のところを行政側として、今後、どのような対策を考えておられるのか、その点もお尋ねしたいと思います。

【事務局(岡野)】 じゃ、2点ですね。1点目は春木川の改修計画、2点目は春木川の浄化対策ということで。それではよろしくお願いします。

【事務局(渡辺)】 真間川改修事務所です。

1点目は、ご質問の趣旨としましては、計画どおりの河道改修なりが完成した後、今、想定している降雨に対して、確実に安全な川になるのかどうかということでよろしいですか。

【箕輪委員】 はい。

【事務局(渡辺)】 まずは、私どもは計画している形で、とにかく川づくりをすすめていくということをやっております。その結果として、完成した暁に、では、それがどれだけ本当の能力を持っているかということところは、はっきり言いますと大変難しい問題でございまして、結局、ある雨に対して洪水の流量というのがどれだけになるかというのは、一つの想定を持って計算した上での計画であります。流域の状況、あるいは川につながるまでの水路の状況、さらに言いますと、例えば1時間最大50ミリメートルという雨だとしても、実際には強く降ったり弱く降ったりという雨の降り方、そういうもので、実は相手も自然現象なので変わってきます。

我々がこれからしなければいけないのは、実際、どれだけの雨が降ったときにどれだけの洪水がほんとうに出てくるかということを確認しながら、今までの事業の評価をしていかなければいけないということだと思えます。お答えになってないかもしれませんが、今は計画を信じて事業を進めていくと。同時に、事業が終わってしまえば、それで河川の仕事が終わりということではなくて、この河川整備計画の中でもそれを維持していくということを掲げておりまして、その能力をきちんと発揮できるような維持もしなければいけませんし、当然、その能力というものの検証もしていかなければいけないと考えてお

ります。

それからもう1点の水質につきましてですが、済みません、映していただけですか。今、箕輪委員からお話がありましたように、これは流域図が小さくて見えにくいと思うのですが、春木川というのがこの部分です。それからその左側、西側に国分川という川が流れております。

ご存じない方のために改めて申しますと、国分川の水を人工的にくみ上げて、春木川浄化施設、ここを通した水を春木川のほうに放流しているということで、春木川の上流端の水源とすれば、浄化した水が流れているという状況のものでございます。

これが真間川に関係する各地点の経年的な水質の変化です。今の春木川につきましては、オレンジ色の国分川合流前と、春木川でいいますと一番下流の、まさに国分川に合流する直上流のところで水質を測定している結果です。昭和60年代、2の折れ線グラフですけれども、このような状況でかなり水質的には悪い状態だったものが、いろいろと対策が進むことによって徐々に、徐々にとといいますか、劇的によくなっている。それが平成5年、6年、7年あたりからはおおむね横ばいの傾向になりまして、その後も、徐々にではありますが、改善の傾向は示しているというところ です。

にもかかわらず、いわゆる環境基準の達成 数字だけの話ではないのですけれども、皆さんが納得できるといいますか、満足いくような水質にはなかなかないという実情です。

それに対して、先ほど言ったような、こういった浄化施設を設けて私どもも水質浄化のお手伝いをしているとはいいいながら、その川に入ってくるいろいろな汚濁源、これを削減していく努力をしていかなければならないのだろうなというところ です。

これは今、私どもで、じゃあ、これこれができますということはなかなか難しくて言えないのですが、市の事業、それから住んでいらっしゃる住民の皆さん方の努力というものと合わせてやっていかなければいけないのだろうなと考えております。

あと、きょうご紹介する準備がなかったのですが、こういう施設をつくっていくということについては、真間川浄化計画というものを持っておりまして、その中で環境基準の達成を目標に掲げて、各種の施策を考える、その中で河川事業としてはこういうものをやっていくということになっております。そちらについても、いろいろな流域の中の対策、それからこういった川での対策というものを、またこれもやったから終わりではなくて、その結果としてどうなっていくのかということ、現実の水質等々をよくよく評価し

ながら次の手を考えていかなきゃいけないということで、皆さん方とこれから話し合っ
て行動計画というものをつくっていかねばいけないのかなと感じています。

どちらのご質問に対しても、これですという答えではなくて申しわけないのですが、
でき上がって終わりではなくて、それがどういう効果を示していくのかというのを考えなが
ら、河川というのをずっと見ていかねばいけないという認識ではあります。

【事務局（岡野）】 2点説明させていただきましたが、ほかに。

【箕輪委員】 もう1点よろしいですか。先ほどの春木川に関しまして、もう1点お尋
ねしたいんです。

この水質を改善する一つ的手段といたしましては、下水道が完備することだと言われて
おりますが、将来、下水道が完備された後についてお尋ねしたいのです。

そうしますと、現在は下水道に本来流すべき水が、春木川の水の一部になっていると考
えていいかと思うのですが、それがなくなるということになると、春木川の平常の流量
が極めて少なくなると考えられます。そうすると、春木川そのものがきれいになりました、
水が少ないということであれば、生物などがそこに戻ってくるという、そういう機会が非
常に少ないのではないかと思われませんが、それらにつきましての対策があったら願いま
いたいんですが。

【石井委員】 ちょっといいですか。ちょっと答えみたいなあれで……。

【事務局（岡野）】 よろしく願います。

【石井委員】 ちょっと済みませんが、先ほどの線の出た画面を映していただけですか。
私は真間川の一番下流のところに住んでおって、毎日川を見ております。昔はその川のと
ころからノリ取りに出ていったのですが、今は高谷川のほうから出ておまして、川は毎
日のように、見たくなくても見えるような状態のところに住んでおります。

最近はやっばり、そういうような海から上がってくる魚がどんどん増えていく。そうす
ると、そこへ鳥がどんどんそれをねらってくる。カモメだのウの大群で、今いっぱい
です。冬になると両護岸に、我々はアオサって言いますが、冬になるとあれを乾燥してもちか何
かに入れて食うような、そういう風習のあるところの人たちが、それをあの冷たい中
で取っている姿を見かけるようになりました。

先ほどこちらの方が、浄化ができてくると水が少なくなるっておっしゃっていましたが、あそこの川、真間川の一番下流は災害のための堤防はできておりますが、それは普段のときは年中開いております。今度は上げ潮になると、富貴島小学校ってご存じですか、あの辺まで潮が上がっていきます。そうすると、春木川の上から真水が下がってきて、そこでまた水位が上がっていく。また下がれば少なくなる、上がればまた元のとおりになるということで、そういう心配はないじゃないかと思えます。

以上です。

【事務局(岡野)】 今現実にその付近で生活されている方から、いろいろウの話やアオサの話、それから上げ潮、下げ潮の話をいただきましたけれども、いかがですか。

【箕輪委員】 おっしゃっていることは十分わかっているつもりなのですが、ちょっと違うところがあります。それは、私どもが今触れている川というのは、潮の影響を受けないところなのですね。

【石井委員】 大体あの辺までが潮が上がっていくというようなことなのですね。

【箕輪委員】 はい。潮の干満の差の影響のあるところでしたら、おっしゃっているようなお話になるかと思うのですが、私たちの流域につきましてはまったくその影響が受けられない場所なのですね。済みません、まだくどいようですが、対策ございませんでしょうか。

【事務局(渡辺)】 これも明確な回答というよりは、ちょっと私の感想めいた形になってしまうかもしれませんが、おっしゃるとおりです。

下水道が普及してそこにいわゆる排水を取り込むことによりまして、その分の水が川から減ってしまうのは、物理的にそのとおりです。春木川の流域というような小さいところで、ほとんどが市街化しているような、人が住んでいるところであれば、まさに生活排水そのものが川の水源になっているようなものでございまして、その水を水質浄化のための下水道に取り込んでしまえば、逆に川の流量は減ってしまう、宿命でもあるのですが。

市川市にご在住の方であればご存じのとおりで、市川市さんで市民あま水条例というのを作りまして、戸建ての住宅などでも雨水浸透というものを勧めていくような施策を展開しております。また、これも一説によると、最近では湧水が復活しているところもあるという話もありまして、本来はその流域に自然に入ってくる水があるわけございまして、そうすると、いわゆる家庭からの生活排水と一緒にたにして下水道に取り込むのではなくて、そういった湧水復活のための努力をしているとすれば、その湧水等を今度はどうやっ

て川に導くのかということが求められてくるのかもしれないと思います。それについては、私どものほうでどうこうできるということでもないのですが、そういうことも合わせて検討していかなければいけないのだろうなという認識を持っております。

【箕輪委員】 よろしいでしょうか。

【事務局（岡野）】 どうぞ。

【箕輪委員】 今、湧水の話が出ましたけど、実は2年ぐらい前でしょうか、そういう機会を得まして、湧水がわき出る場所を見学に行きました。ご案内をいただいたところが、実は個人の持ち物になっているのですね。そういうところをどのように、湧水が増えたとか少ないとか、そういう言い方ができるのだろうかという、そういう単純な疑問を持って帰ってきたわけですけど、そういう話を前提として、将来、わき水が増えますよというふうな言い方は、ちょっと地元民としては納得できない。

そして、先ほどの条例ですか、これができたということも承知しております。しかし、現状はといえば、そういう雨水をため込むような施設が、既に建てられている建物にはもうできない、そういうスペースがないというのも現状です。したがって、それだけに期待するというのは極めて危険だなと私たちは考えておりますので、それ以外の手だてを考えていかないと、春木川は将来は単なる川でしかなくて、生物等が復活できないような、そういう死んだ川になってしまう危険性も十分はらんでいると感じますので、今後の対策をひとつよろしくお願いします。

【事務局（岡野）】 ほかにございますでしょうか。

【秋元委員】 平成17年度の整備状況なのですが、大柏川の第2調整池、これがうちの部落のど真ん中にできるわけなのですね。それで今、一応、境界線の設定と測量というような形で工事が始まってきているわけですが、この調整池をつくると、周りを見ますと、どうしても調整池というような形ですべてがフェンスで囲まれて、地域住民が入れないような……。鎌ヶ谷のすぐ近くにもあるんですけど、今回できるのは幅が約100メートルから150メートル、長さが1キロメートルから1キロメートル半、2キロメートルぐらいありますよね。そういう広大な面積の中でできて、私たちの住んでいるそばは、それができますと50所帯だけが、鎌ヶ谷でも取り残されたような形になるわけなのです。

そういう中で、遊水池というんですか、その中がフェンスで囲まれるのではなく、公園的な、遊歩道や何かもできる、そういうような整備をしていただきたいと思うのですね。私なんかも近くにいて、地権者または住民の皆さんのいろんなことがほとんど毎日

のように入ってきて、今さっきはあまり説明がなかったのですが、そういうような中で、遊水池をもう少し公園的な、地域の住民にも喜ばれるような遊水池のつくり方を検討してもらえないかどうか、一つお聞きしたいと思います。

【事務局(岡野)】 調節池による地域分断と公園等の利用ということでよろしいですか。

【秋元委員】 調整池をフェンスや何かで固定しなくて、住民が自由に入れるような、危険でしょうけど、そういうような調整池が、今考えられるような時期に来ているのではないですかということなのですよ。

【事務局(岡野)】 わかりました。では、よろしく申し上げます。

【事務局(渡辺)】 大柏川第2調節池は、ご存じのとおりで、今年ようやく現地の測量あるいは地質調査に入らせていただいたところでございます。私どもが求める機能としては、洪水時に水が入って、治水のために役立てるということ。普段は水がありませんので、そこをどういうふうに使っていくかということは、まさにおっしゃるとおりで、これから一緒に考えさせていただきたいと思っております。

【秋元委員】 明日が要望書を出した説明会だというから、明日、細かいことはお聞きしようかなと思っているのですが、今の遊水池を見てみますと、ほとんどがフェンスで、ここは入っちゃいけませんよというような形の遊水池が多いですね。この時代において、遊水池ですから入っちゃいけませんよという考え方の根本を聞きたいですね。危険だから入らないようにするか、もう少し、今現在、子供たちでもだれでも人が入ってくれる、そういうふうにししないと、我々の住んでいる部落、たかが50所帯が分断されちゃうわけです。そういう形の遊水池であれば、これはみんなも反対しますよね。住民に喜ばれるような遊水池を、今、考えてくれてもいいじゃないのかなと思って、今、お聞きしたしたわけなのです。

【事務局(渡辺)】 その考え方で私も進めていきたいといいますが、これはどのように管理をしていくかということと、地域の利用の話ですので、これから事業を進めていく中で、ほんとうに検討していきたいと思っています。

【秋元委員】 ありがとうございます。

【事務局(岡野)】 ほかにございますでしょうか。今、真間川の所長が来ておりますので。

【力久所長】 済みません、今の点でちょっと補足させていただきます。

今、第1調節池、下流側にありますけれども、第1調節池につきましても、環境団体の

方、行政が一緒になっているいろいろ議論した形がああ姿になっております。あそこの場合は築堤形式で、背後地の住宅との落差がございまして、その落差の関係で転落防止策ということでフェンスになっております。なかの使用については、自由に使用するということになっております。

今回計画しております、鎌ヶ谷市の中に予定している第2調節池につきましては、深さのほうも、掘削の深さが大体70センチメートルぐらいということで浅くて、あと分断のことにつきましては、背後地が築堤じゃなくて完全に平たいところから水屋ができるような形になりますので、多分、転落防止柵はできないのではないかなと思います。

その辺も含めまして、来年度から検討委員会を、行政と住民の方、環境団体の方を含めまして進めていくようにしておりますから、その中でまた意見を出していただいで進めていきたいと思ひます。

【事務局(岡野)】 それでは、時間の関係もございまして、またご意見等ございましたら、今日お配りしておりますペーパーを出していただければと思ひます。

5-3 報告事項(2)「真間川の整備計画に関する市民団体からの意見・見解」

【事務局(岡野)】 報告事項の2「真間川の整備計画に関する市民団体からの意見・見解」についてということで、事務局から報告いたします。

【事務局(中橋)】 河川計画課の中橋と申します。真間川の整備計画に関する市民団体からの意見・見解ということで、資料5につづっております。

これは昨年の10月に、北方(ぼっけ)遊水池連絡会というところから県の真間川改修事務所当てに文書で質問がありました。この内容については、真間川という流域整備計画をつくる河川に限定したもののなのですが、基本的にはそのような計画については、今現在取りまとめられています河川整備計画に非常にリンクしているということで、その内容について簡単にご紹介させていただければと思います。

なお、今後のこの具体的な対応としては、先ほど議案の1項目目で、地域懇談会をつくるというようなことをご承認いただいておりますので、こういう中で行政、それから市民団体含めて、十分意見調整を行いながら、これらの課題に対していいものがあれば、こちらのほうの懇談会に提案するというような形で考えております。

ちょっとめくっていただきまして、簡単に、どんな意見があったかというのだけご紹介させていただきます。

1つ目が、まちづくりの中に総合的な治水の考え方を積極的に盛り込むべきだというようなご意見をいただきました。高度成長期と違って、今、低成長時代に入っているということにもかかわらず、市街化率74パーセントは高いのではないかというような話を承っております。これについて見解も書いておるのですが、現状、新たなる開発を見込んでいるわけではありませんが、県としては、こういうような現状に対しても流域の皆さんと現状や課題を共有するという意味で、もっと十分に意見交換をこれからしていきたいと考えております。

それから2つ目は、総合治水というような形で、河川整備だけではなくて、流域対策も十分盛り込んだ流域整備計画であるにもかかわらず、新しい変更計画では河道に9割ぐらいの治水負担をさせている。流域対策が非常に少なくなっていると。こういう考えだと総合治水という名に恥じるのではないかというご意見もいただいております。

これについては、この辺の地区の土地利用の高度化ということがありまして、以前の計

画ですと、上流の支川についてはある程度氾濫を容認するというような考え方があったのですが、その辺の治水対策も問題になってきておりまして、その辺を解消するという意味で河川改修を入れております。それに対して、氾濫する河川沿線の低平地、これがなくなってきたということで、確かに流域の治水の負担が減ってきたという計画になっております。この辺、非常に苦しいところなのですけれども、こういう問題に対しても流域対策を今後どのように考えていくかという点についても、これからそういう地域懇談会の中で取り上げていったらどうかと考えております。

めくっていただきまして、3つ目なのですが、整備計画への記載と。これは河川整備計画じゃなくて流域整備計画のほうなのですが、5点ほどご意見をいただいております。それぞれの見解については右側に書かせていただいておりますが、基本的には、どれも非常によい提案だと思っております。最終的には、これらの提案を行政がすべてを受けると。規制や指導、そういうようなことですべてを進めていくというのは、今後の流域のあり方にとっても問題が残るのかなと。一部行政、一部地域ということで、総合治水は治水バランスだけではなくて、役割分担についても総合治水であるべきだと考えておりますので、この辺についても地域懇談会の中で議論していきたいと考えております。

最後のご意見についても、やはり総合治水という話でご意見をいただいております。これも今私のほうでご説明させていただいたように、官民一体となった取り組み、これを重視したいと考えておりますので、今後、真間川で設置されます地域懇談会、この辺の役割についても十分期待していきたいと考えております。

以上でございます。

5-4 報告事項(2)に関する質疑

【事務局(岡野)】 ほかに何かございますでしょうか。

【萩原委員】 私、富士川に清流を取り戻す会に参画している者ですが、先ほど、河川研究の阿部さんからお話があったのですが、おかげさまで富士川は大分きれいになりました。川底までもよく見えるようになってきた。もちろん、鳥だとか魚、たくさん戻ってきておるとてもいい環境になっていますが、さっきのお話とまったく同じなのですが、子供が水遊びを、ミズガキの動作よりももっと進んで、水の中へ入って泳いでいるのですね。

あそこは、先ほどのお話のように、雨水だけじゃなくて汚水もまだ、下水道が普及していない水は皆あそこへ入ってまいりますので、危険度はちょっと高いという……。目にはきれいに見えても、相当汚い、汚れている水というのですかね。きれいなのですが、汚れている水みたいなものが感じられますので、管理という立場の方で、何らかの形で警告というのですか、泳いではいけないと、一つの例ではそういうような……。水がきれいになってとてもいいことなのですが、何か警告板みたいなものを出してやっておかないと、子供たちも、何でこんなきれいな水で遊んじゃいけないのかと。泳ぎも遊びの中へ入っちゃいますので、そんなようなことを私ども注意したんですが、やはり疑問視をしている子供たちが多分にいるのですよね。そういうようなところで、警告板みたいなものをと。これから水がどこでもよくなってくれば、そういうことが起きてくるんじゃないだろうかと思われしますので、ちょっと感じたままをお知らせしたわけでございます。

以上です。

【事務局(岡野)】 富士川の水質と警告板等の設置ということで。

【事務局(林)】 富士川を管轄しております東葛整備センターですが、実は私も、初めて富士川で子供が泳いでいるというのが、残念ながら目が行き届きません。うれしいことなのかもしれませんが、確かに水質面で、先ほど見てもらった坂川の一番きれいなところほどは、多分、そこまでまだよくなってないと思うのですね。それとあと危険なこともありますので。

実は今、富士川に幾つかいろんなことの注意を呼びかける看板を、今年つける予定であります。その中にご指摘の点を、文章表現等をよく考えて、もしできれば、まだ印刷と

が製造に入っていないので、間に合えば、できれば盛り込むような方向で考えたいと思います。文章表現は考えさせていただきたいと思うのですけれども。

【事務局（岡野）】 ほかにございますでしょうか。

【田中委員】 今回の富士川を、私もたまに見ているのですけれども、水がすごくきれいですね。オイカワがものすごい数います。あれは、子供たちが多分入りたくなるなというのがわかりますね。

それから水が少ないとき、先ほどの下水道整備で水がなくなったときのヒントが、富士川にもあるような気がするのです。それから坂川で、人が入れるような整備、さっきスライドがありましたね。あれと同じヒントが、川にいっぱいあるのです。まさしくあそこで水が少ないときに、中の低水の部分をチョロチョロ水が蛇行して流れますね。まさしく水が減ったときに、そういうふうに川の中に川をつくるような感覚で川をつくっていくと、水が減ったときにそこに自然は回復できるはずなのです。先ほどの松戸市内の坂川みたいに、かなりドンと落ちているような川でも、中に人が入れるような、例えば歩道なりをつくっていきます。そうすると、流れる水の部分を狭めていくことによってそれは浅くていいのです、水が少ないときには少ない部分の小さな部分で、小川なりという雰囲気そこで再生できる。だから、川の中に川をつくる感覚でもう1つ自然を再生していければ、洪水が来てもそれなりにはけるといいますか、治水と環境、両方できるのじゃないかなというように、ちょっと感じました。

【事務局（岡野）】 はい、どうぞ。

【恵委員】 おくれて済みません。恵です。今の富士川の委員さんのお話を伺いまして、流し込む流域の人たちにも警告をされるといいですか。警告というよりは、水を汚さないキャンペーンというのをやったらどうかと。

【田中委員】 それはやっています。

【恵委員】 やっていらっしゃいますか。私なんかは荒川で、あなたの家も水源地という運動をしていて、自分の家から水源で水を流していくというのと、保水して水源になるというのを一生懸命やっているのですけれども、そういうのを合わせて。書き込むときに、水辺だけが危ないというのではなく、おうちから流し出すところから一緒にきれいにしましょうというのが加わるといいのではないかなと思いたので。行政だけが全部できないというところに、市民がいかに入り込むかというのが、皆さんの課題ではないかなと思います。

【事務局(岡野)】 ありがとうございます。恵先生からのご意見も踏まえまして、やっていきたいと思っております。

5-5 報告事項(3)「洪水時の雨量・水位の情報提供」

【事務局(岡野)】 それでは、次に報告事項の(3)洪水時の雨量・水位の情報提供についてを説明いたします。

【事務局(中橋)】 それでは「洪水時の雨量・水位の情報提供」について、スライドでご説明いたします。資料は資料6につづっております、資料6については水防法というものが改正されまして、それに基づいていろいろな動きがあるということで、法の抜粋、それから避難の目安になる特別水位について、この河川では坂川、新坂川、真間川、こちらの河川の水位を具体的に挙げさせていただいております。

まず16年の災害、これは先ほどからお話がありましたように、台風が10回も上陸するという大きな災害がありまして、過去5年の公共土木施設被害を見ても、ぬきんでて大きい被害がありました。先ほど、春木川で浸水被害があったという話もありましたが、夷隅川でもかなりの浸水被害がありまして、この辺は24時間で400ミリメートルを越すような雨が降りました。

これに対してどう動いたかというのがあります。特に今回、16年の雨については中小河川、この辺で大きな被害があったと。局地的な集中豪雨が非常に降る傾向に、最近、あります。全国の1,300のアメダスポイントを見ても、記録を更新する観測所が非常に多かったというのが報告されています。それとあと、避難勧告を行う基準が不明確なので、河川の水位が上がっても避難勧告は出なかったということ。それから、避難勧告が発令されない、もしくは発令したのだけれども住民まで届かなかったというようなことが、特に新潟災害の時にクローズアップされまして、その結果、平成17年7月1日、水防法というものを改正して、実際の運用が始まるということになりました。

対応策は、ある一定の水位を超えた場合は水位を公表しましょうということです。それから2つ目として、避難の目安となる水位を決めていきましょう。3つ目として、先ほどこの圏域で3市の方が発表されましたが、洪水ハザードマップを整備しましょうと。その中には情報伝達体制をきちんと明記しておくという動きが出てきました。

ある一定の水位を超えた場合の水位の公表というのは、基本的には警戒水位、これを超えた場合に何らかの方法で公表するというので、千葉県においてもiモードで今まで公表していたのですが、これは1時間に1回の観測値しか出ないということがありました。

特に千葉県の中小河川では、非常に洪水の水位上昇が速いということで、インターネットでとりあえず公開を始めまして、雨の観測、水位の観測を、約200カ所について10分観測値を表示するようにしました。

それから次に、先ほど言いました特別警戒水位なのですが、さらに水位が上がって、もうちょっと上がるとあふれちゃうよというようなときに、何らかの方法で通知するという仕組みもできまして、これが特別警戒水位というものです。この場合に、県から各水防管理者 市町村ですね、こちらのほうに連絡が行くとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて周知するという動きがありましたので、これを今、報道関係と県のほうで、何とかうまくできないかということで調整しております。

ハザードマップについては、先ほど市町村さんのほうでご提案いただいておりますので、あれが来年度あたり防災審議会とか、各市で防災会議もありますので、そちらのほうに諮られて、最終的に地域の皆様に配布されるということになると思います。

県の情報取得方法なのですが、県庁のホームページといってもなかなか行き当たらないので、通称「WINC2」と我々呼んでいます。W・I・N・C・2と大文字で入力しますと、インターネットの検索サイトから、大体一発でこういう画面が今出るようになっていきます。これは千葉県の情報ですが、こういう画面が出ます。東葛の場合は右側のこの部分、地区に合わせてクリックしていただきますと、東葛の水位の情報、それから雨量の情報、こういう形で図面が大きくなって出ます。水位、雨量についても、東葛地区、結構多くあります。水位が14カ所、雨量については7カ所、こういうデータを見ることができるようになっております。

これが新坂川の例なのですが、一番上に計画高水位、その下に特別警戒水位、それから警戒水位というのがあります。警戒水位を超えた段階で一般に公表し、さらに特別警戒水位に至った段階でこれを市町村に連絡し、かつ、報道機関を経て皆様のところに情報を伝えるというような取り組みを、今、しております。

一応、こういうような形で、今後、情報提供をしていきたいと思っております。これと各市さんのほうで配備されます洪水ハザードマップ、これと合わせて、16年にあった新潟豪雨災害でかなりの犠牲者が出ましたけど、そういうものを少しでも出さないような形で進めていきたいというソフト対策が、今、急速に進んでいるということで、情報提供させていただきました。

以上です。

【事務局（岡野）】 このことについて、ご質問等ございましたらお願いします。

それでは特にないようですので、以上で報告事項3件について説明を終わらせていただきます。

6. その他

特になし。

7.閉 会

【司会（秋葉）】 本日のメニューは以上ですべて終了いたしました。

高橋座長並びに委員の皆様には、長時間にわたってご熱心な討議をいただきましてありがとうございました。

ここで事務局より今後の予定について報告をさせていただきます。本日の資料及び議事内容につきましては、県庁の河川計画課・東葛飾地域整備センター・葛南地域整備センター・真間川改修事務所・千葉県文書館行政資料室及び関係する市町村で公開をいたします。公開の期間は18年5月16日から6月15日までの1か月間となっておりますので、よろしく願いいたします。

また、本日発言できなかった意見につきましては、本日お配りしております意見用紙に記載していただきまして、郵便もしくはファクスで送付していただきますようお願いをいたします。

それから、委員の皆様の委嘱期間が18年3月までとなっておりますけれども、引き続き委員をお願いできればと考えております。これにつきましては、後日また書面によりましてご意思の確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

最後に、次回の懇談会開催時期につきましては、また改めてご連絡をさしあげたいと考えております。

これをもちまして、第5回江戸川左岸圏域流域懇談会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。